

臨時報告第10号様式

姫少刑発第 50 号  
平成23年1月11日

矯正局長  
大阪矯正管区長

姫路少年刑務所長

(自殺) 事故報告 (刑事施設)

事故の概況

ト 平成22年11月27日(土) 午前7時31分ころ、当所管下姫路拘置支所(以下「同支所」という。)において、点検職員が、朝の人員点検を行うに当たり、単独室収容中の事故者を視察したところ、事故者が  
か  
であったため、点検職員が事故者の名前を呼び掛けるも、反応がなかったため、同居室を開扉して  
ところ、事故者は  
、い首自殺を図っていたものである。  
その後、直ちに非常ベル通報した上、点検職員が、呼吸及び脈拍を確認するも、いずれも呼吸等が認められなかったため、救命措置を行うとともに、救急車の出動を要請し、同日午前7時45分、駆けつけた救急隊員が事故者の状態を確認したところ、  
、同日午前9時45分、当支所医師 が当庁し、事故者の死亡を確認したものである。  
なお、事故者の最終生存確認は、同日午前1時34分ころ、事故者が のを巡回職員が確認し、その後、事故者は のを巡回職員が確認し、最終的には、起床時間(同日午前7時20分)後の同日7時25分ころ、点検職員が夜間灯を昼間灯に切り替えた際にも、上記同様の状態であったのを確認している。

事故の状況	1 発生年月日	平成22年11月27日
	2 発見時刻	午前7時31分
	3 場所	姫路拘置支所 (単独室)
	4 方法	
	5 経緯	(1) (2) 同支所では、事故者を (3)



		<p>(4) 平成22年11月27日午前1時34分ころ、事故者が[redacted]のを巡回職員が確認し、その後、事故者は[redacted]のを巡回職員が確認したが、その際、事故者の動静等に特段の変化はなかった。</p> <p>なお、本件事故発見まで上記状態であった。</p> <p>(5) 同日午前7時20分、被収容者の起床時刻となった。</p> <p>(6) 同日午前7時25分ころ、点検職員が、各居室の夜間灯を昼間灯に切り替えを行ったが、このときも、事故者が上記(4)の状態であったのを確認していた。</p> <p>(7) 同日午前7時31分ころ、[redacted]において、点検職員が、朝の人員点検を行うに当たり、[redacted]事故者を視察したところ、事故者が[redacted]で、点検職員が事故者の名前を呼び掛けるも、反応がなかったため、同居室を開扉して[redacted]ところ、事故者は[redacted]、い首自殺を図っていたため、直ちに非常ベル通報した上、点検職員が[redacted]、呼吸及び脈拍を確認するも、いずれも呼吸等が認められなかったため、救急車の要請とともに救命措置（心肺蘇生等）を実施した。</p> <p>(8) 同日午前7時45分、駆けつけた救急隊員が事故者の状態を確認した際、[redacted]。</p> <p>(9) 同日午前9時45分、当支所医師[redacted]が当庁し、事故者の死亡を確認した。</p>
事故者	<p>6 使用器具</p> <p>7 逮捕制圧等の状況</p> <p>8 事故による犯罪</p> <p>9 その他</p>	<p>[redacted]</p> <p>該当事項なし。</p> <p>該当事項なし。</p> <p>特記事項なし。</p> <p>自殺企図者</p> <p>刑事被告人</p> <p>[redacted]</p> <p>該当なし</p>

	7 刑の起算日又は入所日	
	8 刑の終了日	該当なし
	9 犯数	
	10 制限区分及び優遇区分	該当なし
	11 所内における行状	
	12 本籍	
	13 住所	
	14 特殊被収容者報告の有無	
	15 その他	特記事項なし
職員の状況	1 配置及び勤務状況	監督当直者以下 [ ] の夜間勤務体制の下、昼夜間勤務職員 [ ] を [ ] の単独室勤務者として配置し、巡回視察を実施していた。
	2 監督方法	監督当直者及び昼夜勤監督者 [ ] が、適宜巡回して監督していた。
	3 職責処理の状況	該当事項なし。
事態収拾の措置	1 職員の非常招集	有
	2 非常配置箇所数、時間及び人員	該当事項なし。
	3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況	該当事項なし。
	4 警察官署への依頼	平成22年11月27日午前8時1分、神戸地方検察庁姫路支部に通報した結果、同支部から兵庫県姫路警察署へ通報がなされた。
事故の原因・動機	1 事故者の動機	
	2 施設側の欠陥	(1) 事故者の動静等の把握を徹底することができなかった。 (2) [ ] が認められた。
事故者に対する措置	1 懲罰	該当なし。
	2 事件送致	該当なし。

改善事項	<p>1 改善した事項</p> <p>2 改善すべき事項</p>	<p>(1) 平成22年12月8日、以下の支所長指示を発出した。  ア 「夜間巡回視察時の巡回方法について」  イ 「自弁購入物品の [ ] の種類を制限することについて」  ウ 「就寝方法を指導することについて」  (2) 上記指示に基づく、職務研究会を行い、同種事犯の再発防止の徹底を図った。</p> <p>該当事項なし。</p>
その他参考事項	<p>1 検察庁への通報</p> <p>2 親族への連絡</p> <p>3 検視</p> <p>4 遺体等の交付</p> <p>5 公表</p>	<p>平成22年11月27日午前8時1分、神戸地方検察庁姫路支部に通報した。</p> <p>[ ]</p> <p>(1) 行政及び司法検視  [ ] 実施。  (2) 司法解剖  [ ]</p> <p>[ ]</p> <p>平成22年11月27日午後5時、姫路司法記者クラブ幹事社（クラブ加盟各社）あてに投込みを行った。  なお、姫路司法記者クラブ加盟11社から電話取材があり、翌28日、4社の新聞紙の朝刊に記事が掲載された。</p>